

## バーゼルⅡに関する追加Q&A（平成18年7月28日）

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第14条の2に基づく告示の条文番号となっています。

### 【2章～5章（国際統一基準、国内基準）】

<オフ・バランス取引の担保>

【関連条項】第10条等

第10条-Q1 第10条第3項等の「信託業法第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者」には、信託業法上の清算機関のほかに、どのような先が含まれますか。

(A)

我が国では、金融機関等を相手方として対象取引について債務引受に関する業務を行っていること、参加者が当該損失の全部を負担する旨を規則等において定めていること等の点に照らし、現時点では、内国為替制度及び外国為替円決済制度の運営主体としての東京銀行協会のみが「清算機関・・・に類する者」に該当すると考えられます。

また、海外においては、当該国において自己資本規制上、清算機関としての扱いを認められている機関が、「清算機関・・・に類する者」といえると考えられます。

## 【6章1節（総則）、6章2節（リスク・ウェイト）】

<法人等向けエクスポージャーの特例>

【関連条項】第67条

第67条-Q1 第67条第1項に「標準的手法採用行は、継続的に用いることを条件として、すべての法人等向けエクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる」との特例が規定されていますが、この特例を事業単位毎に適用することは可能でしょうか。

(A)

この特例を適用する場合には、全ての事業単位の法人等向けエクスポージャーについてリスク・ウェイトを100%とする必要があります。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】第71条、第72条

第71条-Q5 同一銀行グループ内の複数の法人（銀行及びその子会社等）で同一債務者に信用供与を行っている場合、信用供与を行っている法人のいずれかにおいて延滞エクスポージャーとなっているときは、他の法人でも延滞エクスポージャーとする必要がありますか。

(A)

一般に、同一銀行グループ内での信用供与については、グループ内で整合的な取扱いが行われるものと考えられますが、必ずしも、いずれかの法人で延滞エクスポージャーとされている債務者について、他の法人で延滞エクスポージャーとしなくても差し支えありません。

## 【6章3節 (オフ・バランス取引)】

<コミットメント、当座貸越契約の掛目>

【関連条項】第78条

第78条-Q7 コミットメントの掛目は何%になりますか。

(A)

コミットメント（長期貸出の未実行部分を含む。）の掛目については、原契約期間が1年以内の場合は20%（第78条第1項第2号）、1年超の場合は50%（同項第6号）が適用されます。なお、長期貸出の未実行部分の原契約期間は、通常、未実行貸出の実行可能日から実行可能期限までの期間とします。

ただし、以下の(1)または(2)の場合には、各々の掛目が適用されます。

(1) 契約上の原契約期間が1年以内であっても、実質的に判断して銀行が義務を負っている期間が1年超の場合には、原契約期間は1年超であると判断し、50%の掛目が適用されます。例えば、契約上の原契約期間が1年以内であっても、自動延長可能な場合や延長を銀行が拒絶できない場合は、1年超と判断されます。

なお、取引相手先の再審査を行い、契約の延長可否及びその内容（期間や条件を含む。）に対し銀行が総合的な裁量権を有する場合には、延長した契約を新規のものとし、新・旧契約それぞれの原契約期間に応じて判断するものとします。

(2) 銀行が一定の通知期間なく任意の時期に無条件で取消し可能であり、かつ、最低1年に1度は取引相手先の再審査等（注）を行う場合には、0%の掛目が適用されます。

なお、当座貸越契約が上記の要件を満たす場合には0%の掛目が適用されますが、取消不能の旨の取決めがなされている場合には、「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント」とは扱われません。

（注） 例えばカードローンにおいては、当面の措置として、毎月の延滞状況の調査（いわゆるスクリーニング）も再審査とみなします。

<長期決済期間取引のアドオン掛目>

【関連条項】第79条第2項第1号、第79条の2

第79条-Q1 長期決済期間取引となる同時決済取引で、経過営業日数が4日以内のものについてカレント・エクスポージャー方式を用いる場合、アドオンの掛目はどの残存期間のものを用いますか。

(A)

長期決済期間取引となる同時決済取引について、決済日の後、経過営業日数が4日以内のものについても派生商品取引と同様の扱いを維持することとした（第79条第2項第1号）のは、第79条の5で資本賦課の対象となるのが経過営業日数が5日以上であるため、それまでの期間は決済日以前の扱いを維持することを目的としています。

よって、決済日の後、経過営業日数が4日以内の期間においても、「1年以内」の残存期間に対応する掛目を用いるものとします。

## 【6章4節（派生商品取引及び長期決済期間取引）】

<相対ネットィング契約の法的有効性>

【関連条項】第79条の2第2項第2号、第79条の3第1項、第103条、第104条、第113条第2項及び第3項

第79条の2-Q9 「法的に有効な相対ネットィング契約」とは、具体的にどのような契約をいうのですか。

(A)

「法的に有効な相対ネットィング契約」とは、関係各国の法律の下において法的有効性を有している相対ネットィング契約のことをいいます。

法的有効性は、具体的には、法的紛争が生じた場合、関連する法律に照らして、銀行のエクスポージャーが当該ネットィング契約の下でネットされた額に止まると所管の法廷および当局が判断するであろうことを示す、書面による合理的な法的見解（リーガル・オピニオン）が存在していることを確認することによって判断するものとします。

なお、関連する法律とは、次のとおりです。

- ・ 取引相手に設立の許認可を与えた国の法律、また、取引相手の海外支店が含まれる場合、上記に加え当該支店の所在する国の法律
- ・ ネットィングの対象となる個々の取引に係る法律
- ・ ネットィングを実行するために必要な契約に係る法律

<相対ネットィング契約の法的有効性>

【関連条項】第79条の2第2項第2号、第79条の3第1項、第103条、第104条、第113条第2項及び第3項

第79条の2-Q10 相対ネットィング契約の法的有効性に関する書面による合理的な法的見解（リーガル・オピニオン）の存在は、どのように確認すればよいのでしょうか。また、個々の相対ネットィング契約毎にリーガル・オピニオンを取得しておくことが必要ですか。

(A)

各金融機関は、外部の法律事務所、自行の法務関連部署等にリーガル・オピニオンを作成させるなど、最も適切と考えられる方法で合理的な法的見解が存在することを確認することが必要です。

また、規制上、個々の相対ネットィング契約毎にリーガル・オピニオンを取得することは必ずしも必要とされませんが、各金融機関は、締結されている個々の相対ネットィング契約について、取得済のリーガル・オピニオンに照らして法的に有効であると判断されることを確認し、必要と判断される場合には、当該リーガル・オピニオンを補強することが必要と考えられます。

<相対ネットィング契約の対象取引>

【関連条項】第 79 条の 2 第 2 項 2 号、第 79 条の 3 第 1 項、第 103 条、第 104 条、第 113 条第 2 項及び第 3 項

第 79 条の 2-Q11 相対ネットィング契約の対象取引に、与信相当額の算出対象から除外することが認められている取引（原契約期間が 5 営業日以内の外国為替関連取引）が含まれている場合には、どのように扱いますか。

(A)

相対ネットィング契約の対象取引に、与信相当額の算出対象から除外することが認められている取引が含まれている場合には、銀行はネットィング効果を勘案する際に、当該取引を含める方式と含めない方式の何れかを選択して差し支えありません。

ただし、この選択は原則として変更することはできないものとします。

## 【6章5節 (信用リスク削減手法)】

<適格金融資産担保>

【関連条項】第89条

第89条-Q3 適格金融資産担保となる「自行預金」の範囲はどこまでですか。

(A)

適格金融資産担保となる「自行預金」には、自行の預金のほか、債券および信託受益権(元本補填契約が締結されているものに限る。)等が含まれます。

<自行預金が継続されないリスクの監視及び管理>

【関連条項】第117条

第117条-Q4 自己資本比率の算出において「貸出金と自行預金の相殺」を行う場合、第117条第1項第3号において「自行預金が継続されないリスクが監視及び管理されていること」が要件とされていますが、具体的にどのような監視・管理を行うことが必要なのでしょうか。

(A)

少なくとも、期日管理を行い、受働債権の期日落ちによって当然にネットティング効果が消滅し、エクスポージャーが増加するような管理は必要です。金利動向に起因する預金の途中解約などのリスクについては、各金融機関のリスク管理上の判断に基づいて監視・管理すべきものと考えます。

<自動継続定期預金の残存期間>

【関連条項】第130条、第117条

第130条-Q1 「貸出金と自行預金の相殺」の規定により預金の信用リスク削減効果を勘案する場合、自動継続定期預金の残存期間はどのように判断しますか。

(A)

預金者の裁量により自動継続を停止できることから、自動継続定期預金の残存期間は、次回の自動継続日までの期間となります。

<据置期間のある定期預金の残存期間>

【関連条項】第130条、第117条

第130条-Q2 「貸出金と自行預金の相殺」の規定により預金の信用リスク削減効果を勘案する場合、期日指定定期預金など、一定期間据置後は解約が自由である定期預金の残存期間はどのように判断しますか。

(A)

据置期間経過後は解約が自由であることから、据置期間満了時までが残存期間となります。

<質権を設定した預金のマチュリティ・ミスマッチ>

【関連条項】第 130 条

第 130 条-Q3 質権を設定した預金について、マチュリティ・ミスマッチによる調整が必要となりますか。

(A)

担保対象預金が定期預金として継続されない場合、満期後預金若しくは供託金の上に引き続き質権を維持するか、又は、速やかに回収することとされているときは、マチュリティ・ミスマッチによる調整は不要と考えられます。

総合口座における当座貸越についても、預金に質権が設定されている場合には、同様となります。

<根担保・根保証契約におけるマチュリティ・ミスマッチ>

【関連条項】第 130 条

第 130 条-Q4 担保・保証が「一定期間内に発生する与信をその満期まで担保・保証する」ものである場合、マチュリティ・ミスマッチについてどのように扱いますか。

(A)

一定期間内に発生する与信をその満期まで担保・保証するのであれば、当該一定期間内に発生し、既にオンバランスで認識されている与信については、マチュリティ・ミスマッチの問題は生じません。

他方、このような担保・保証の提供を受けた銀行がコミットメント契約を行っており、オフバランスの与信相当額に対して担保・保証の効果を勘案する場合であって、コミットメントの期間よりも担保・保証契約に定める「一定期間」が短いときは、マチュリティ・ミスマッチが問題となります。

この場合、与信相当額のマチュリティは、コミットメント契約の残存期間と、コミットメントによって実行され得る与信の最長の満期の合計とします。

<担保付デリバティブ取引のマチュリティ・ミスマッチ>

【関連条項】第 130 条、第 113 条

第 130 条-Q5 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）について、マチュリティ・ミスマッチによる調整が必要となりますか。

(A)

担保付デリバティブ取引において、適時に担保差入れを請求できる契約内容および体制となっており、かつ、当該担保差入れがなされないことがデフォルト事由に該当し、強制的に与信を回収できるのであれば、マチュリティ・ミスマッチの考慮は不要です。



<エクスポージャーの残存期間>

【関連条項】第 130 条

第 130 条-Q6 約定弁済が行われる場合、その部分については、最終弁済日ではなく、約定弁済日までの期間を残存期間とすることはできますか。

(A)

約定弁済が行われる部分については、約定弁済日までの期間を残存期間とすることができます。その場合、次のように取扱います。

- ① 信用リスク削減手法の満期よりも前に約定弁済が行われる部分については、マチュリティ・ミスマッチに関する調整は不要となります。
- ② 信用リスク削減手法の満期よりも後に約定弁済される部分については、第 132 条に基づき、マチュリティ・ミスマッチに関する調整を行います。

## 【第7章（内部格付手法）－第4節（最低要件）】

<内部格付制度の設計>

【関連条項】第184条第4項、第196条

第184条-Q1 格付付与の際に定性的な評価を勘案している場合の留意点は何ですか。

(A)

内部格付手法を採用した際には、自己資本比率規制において、自らの推計パラメータに基づき自己資本比率の算出が認められるため、自己資本比率計算に至るプロセスの客観性や算定根拠の明確化が求められることとなります。

内部格付制度においても、恣意的な運用がなされることのないよう事前に格付基準やプール割当て基準等を明確化することが求められ、例えば、第184条第4項では格付基準や格付プロセスに関して可能な限り手続きを明文化して再現性を確保することが規定されています。

一方で、一般的には数値基準等を設けることに限界があるとされる「定性的な評価」については、格付基準等の客観化に努力を要することが想定されるものの、金融機関内部に蓄積された与信実務に係る共有知見の活用や、中小企業等に係る債務者実態の適切な反映といった面で有用性が高いと認識されているところです。従って、格付制度の客観性等の観点のみから、徒に定性的な評価を格付プロセスから除外することではなく、審査担当者等に蓄積されたノウハウの普遍化・明文化を図り可能な限り格付基準等の客観化に努めると共に、実績検証からの内部格付の客観性の確認、内部統制による格付プロセスの適切性確保といった対応を総合して恣意的運用の余地を狭めつつ活用を図る等の検討が適切であると考えられます。

上記のとおり、内部格付制度において定性的な評価を用いる場合においては、①格付基準・格付プロセスの明文化（第184条第4項、第196条）、②実績検証による内部格付の客観性の確認（第190条第3項第2号、第233条）、③制度運用における適切性の確保（第202条、第203条）等の観点での対応を総合して、恣意的運用に関する懸念への対処が可能であり、これらも踏まえて各金融機関に適合した内部格付制度の設計及び運用を図っていくことが重要であると考えています。

<外部ベンダーモデル等>

【関連条項】第 189 条、第 190 条第 3 項第 2 号、第 191 条、第 211 条、第 213 条

第 191 条-Q1 債務者格付やパラメータ推計において、外部モデルベンダーにより開発されたモデルを使用している場合の留意点は何ですか。

(A)

外部モデルベンダー等が提供するモデル（外部モデル）及び外部データの利用については、バーゼル銀行監督委員会による「Use of Vendor Products in the Basel II IRB Framework (Basel Committee Newsletter No.8、 March 2006)」において、利用に際しての前提条件や留意が公表されています。

このような留意等を必要とする背景として、例えば、外部モデルにおける一般論として、当該モデルを開発した外部ベンダーの知的財産権の保護やデータソースの秘匿等を理由として、モデル構築プロセスやモデル・ロジック、モデル構築データやその統計処理等の取扱い、及びモデル検証結果等に関する情報開示等に制約があり、金融機関がリスク管理を適切に行う上で必要となるモデルの性能検証等に工夫や努力を要する状況、所謂「ブラックボックス」部分が残る状況が想定されます。また、金融機関の内部データを使用した内部開発モデルとの比較では、モデル開発データ数の充実等のニーズが想定される一方で、金融機関の債務者特性の反映や与信プロセスとの適合等の観点で、実務でのモデル利用に際して留意を要することも想定されます。例えば、自行の与信実務に関する知見を加味したモデルの利用方法や、モデル構築データと自行ポートフォリオが相違することによる影響を踏まえたモデルの利用方法等を十分に分析・検討することが必要であると考えられます。

このような視点から、外部モデルについては、①モデルの制約や特性を踏まえた利用目的が明文化されているか、②モデル内容の理解・ブラックボックス部分の把握は適切であるか、③自行の格付基準等との整合性（評価ギャップの程度）や内部格付制度が前提とする最低要件の充足状況（デフォルト定義を含むモデル構築データと自行ポートフォリオとの整合性、第 189 条各号に関する事項等）は確認されているか、④当該金融機関の内部データに対するパフォーマンス評価（客観性・有意性・安定性等）は十分に把握されているか、等について説明が求められ、これを踏まえて第 190 条第 3 項第 2 号及び第 191 条に定める書類を整備し提出することが必要となります。その際、原則として、外部ベンダーが当該金融機関に開示したモデル解説書や検証報告書等の添付も求められます。

もっとも、これら説明は外部モデルの利用目的や内部格付制度に与える影響等を考慮した上で必要に応じた説明を求めるものであり、例えば、外部モデルを格付付与プロセスにおける債務者の序列評価の一要素としてのみ利用する場合は、必ずしもデフォルト定義に関する厳密な整合性を説明する必要はないと考えられます。一方で、例えばモデルの評価（推定デフォルト確率）を内部格付手法における PD 推計値として用いる場合にはデフォルト定義の整合性に係る説明は必要であり、また、モデルの評価（序列評価）をそのまま最

最終的な内部格付とするような取扱いを行う場合には、基本的には上記③の自行の格付基準等との整合性や最低要件の充足状況に関する疎明が必要になります。

なお、外部データの使用に際しても上記同様であり、特にパラメータ推計に外部データを使用する場合には、デフォルト定義、母集団性やデータ抽出された時点の貸出・回収基準、内部格付制度及び格付基準、並びにその他重要な特性に関して、当該パラメータを適用するエクスポージャーとの整合性・類似性の確認が求められると共に、外部データの利用により得られる格付区分ごと・プール区分ごとのパラメータ推計に関する結果と、内部データのみ利用により得られた結果とを比較・分析することが求められます（第 211 条第 1 項・第 2 項、第 213 条第 2 項）。

<内部統制>

【関連条項】 第 203 条

第 203 条-Q1 内部格付手法において求められる内部監査部署の業務とはどのようなものですか。

(A)

内部格付手法においては、内部監査部署が最低要件の遵守状況等を年一回以上の割合で監査していること自体が最低要件の一つとされている他、内部監査部署が独立した立場で内部格付制度及びその運用の適切性を確認することが求められており、内部格付制度が適切に設計及び運用されることに責任を負う部署に対する内部牽制部門と位置付けられています。従って、内部格付手法を採用する金融機関においては、内部監査部署は従来から所管している業務に加えて、内部格付制度に関する確認業務も所管業務としている必要があります。

内部監査部署の当該確認業務について例示すると、①内部格付制度に関する業務執行状況の適切性確認、②これを統制する信用リスク管理部署の与信部門からの独立性の確認、③内部格付や格付付与・プールへの割当ての正確性や一貫性の確認、④推計パラメータの適切性の確認、⑤内部格付制度や推計パラメータの検証に係る適切性の確認、⑥データ管理や担保評価の適切性の確認、⑦信用リスク・アセット額等の算出に係る IT システムの適格性の確認等が挙げられます。具体的には、③では大口与信先や格付修正先（一次格付が修正された先）のサンプル・チェック、④では実績観測データや推計プロセスの適切性の確認、⑤では検証要領等に照らした検証プロセスの適切性や検証項目の充分性の確認、検証結果の評価やこれを踏まえた対応の適切性の確認等が含まれると想定されることです。

もっとも、内部格付手法を採用する金融機関における内部統制機能の整備に関しては、内部監査部署の確認業務に先立って信用リスク管理部署等による業務執行プロセスにおける統制機能の発揮が期待されることから、信用リスク管理部署による制度運用に関する監視の深度、格付基準や格付プロセスの客観性の程度、内部格付制度の設計部署と検証部署との分離状況等も勘案した上で内部監査部署による確認業務の範囲や深度を定め、関与部

署を総合して有効な内部統制機能を確保することが重要であると考えられます。また、上述の確認業務の過程において、内部監査部署が業務執行部門に対して必要となる検証等の再履行を指示し、所期の目的を達成することで当該確認業務を遂行することが可能な分野も想定されること、当該金融機関における組織体制等の変遷経緯や陣容等を踏まえる必要もあると想定されることから、必ずしも過度に重層的な態勢整備や画一的な態勢整備を求めるものではありません。

なお、こうした内部監査部署による確認業務を的確に実施するため、組織体制面の整備や業務範囲の定義等に加えて、内部格付制度及びその運用の適切性に係る確認手法の確立やマニュアル等の整備が求められます。

#### ＜パラメータの推計＞

##### 【関連条項】 第 205 条第 3 項・第 4 項、第 213 条、第 215 条、第 216 条

第 205 条-Q5 デフォルト後にデフォルト事由が解消されたエクスポージャーは非デフォルトとして債務者格付を付与し、その後、再びデフォルトした場合にはデフォルトとして認識することが規定されていますが、パラメータ推計における実績観測データ上でも、非デフォルトへの復帰や再デフォルトはすべて認識することが求められるのでしょうか。

#### (A)

第 205 条に定めるデフォルト事由が解消されたと認められる場合、当該エクスポージャーは非デフォルトに該当する債務者格付が付与され、再びデフォルト事由が生じた場合はデフォルトに該当する債務者格付が付与されることとなりますが、期初に非デフォルトであった先が期中（1 年間）に複数回のデフォルト及び非デフォルト復帰が生じた場合に、PD 推計や LGD 推計及び EAD 推計に係る実績観測データにおいて 1 回目のデフォルトのみ認識する等の取扱いも可能と考えられます。例えば、延滞債権等において頻繁にデフォルトと非デフォルトを行き来するような場合、実績デフォルト率や実績損失率の観測実績値が影響を受け、これら実績値を基礎として推計される PD や LGD 及び EAD が実態から乖離する可能性も想定されます。従って、パラメータ推計の適切性が確保される場合においては、実際の債務者格付の付与とは別に、実績観測データ上の取扱いとしてこのような取扱いが認められ得ると考えられます。

もっとも、このような取扱いを行うに際しては、各パラメータの推計に使用する実績観測データを整合的に取扱うことが前提であり、デフォルト実績観測データにおいて 1 回目デフォルトのみ認識する場合には、LGD 実績観測データにおいても 1 回目のデフォルトを起点とした LGD 実績（それ以降の期中デフォルトに起因する損失を包含する LGD 実績）を観測すること等が求められます。また、これら対応の結果として、推計パラメータが非保守的となっていないことの確認や、データ観測やパラメータ推計の正確性を担保するために、規程類の整備や内部牽制部門による確認等が適切に行われることが必要と考えられます。

<信用リスク・アセットの額>

【関連条項】第 210 条、第 211 条、第 212 条、第 213 条等

第 210 条-Q1 デフォルト実績が少なく、定量的な手法では PD が推計できないエクスポージャーについてはどのように取扱うべきですか。

(A)

デフォルト実績の少ないエクスポージャーや格付区分等については、金融機関の内部データに基づくパラメータ推計や検証実施における困難性が認識されています。このような状況が生じる場合としては、例えば、過去からの経験値としてデフォルト件数が少ないソブリン等向けエクスポージャー、高格付の事業法人等向けエクスポージャー、又は一つの金融機関が保有する債務者数が限られているケース等が代表的なものとして挙げられます。これらエクスポージャー等では、実績観測データの期間が十分でないことや債務者数の絶対数が不足することによるパラメータ推計の精度や、推計パラメータの検証の有意性に関する懸念が共有化されているところです。

このようなケースについては幾つかの対応が想定されており、例えば、パラメータ推計の際に第 213 条第 1 項第 2 号等に示されているように、一定の条件を満たすことを前提に外部格付等の外部情報を利用することが許容されています。また、バーゼル銀行監督委員会による「Validation of low-default portfolios in the Basel II Framework (Basel Committee Newsletter No.6、 September 2005)の Annex」においては、主として PD 推計や PD 検証に用いるデータとして、外部格付に係る情報を始めとする外部情報の利用に加えて、金融機関の内部データを利用する場合の対応として、①内部の類似ポートフォリオを統合したパラメータ推計、②隣接した格付区分を統合したパラメータ推計（第 182 条第 2 項及び第 3 項と整合する範囲にて）、③格付遷移情報を利用したパラメータ推計（例えば長期累積遷移率を期間 1 年に換算した上で 1 年間の PD 推計の基礎とする方法）等が例示されています。

なお、パラメータ推計に用いるデータについては、デフォルト定義、母集団性やデータ抽出された時点の貸出基準、内部格付制度及び格付基準、並びにその他重要な特性に関して当該パラメータを適用するエクスポージャーと整合していること等が求められるため、これらが比較可能なデータを用いた上で、当該金融機関のデータとの相違点の分析を実施し、必要に応じてパラメータを保守的に修正する等の対応が必要となります（第 211 条、第 213 条第 2 項）。

<パラメータの推計>

【関連条項】第 210 条、第 212 条～第 217 条、第 224 条～第 227 条、第 236 条

第 212 条-Q1 パラメータ推計に際して「推計値を保守的に修正しなければならない」との規定がありますが、どのような場合に修正が求められますか。

(A)

過去の実績値が将来推計の基礎となるため、適切な実績観測データの整備及び当該データから観測される実績値をベースとしたパラメータ推計の実施が基本となります。具体的には、①実績観測データの確定（実績観測データの正確性・適切性の確認を含む）、②実績観測データに基づく実績値の把握、③観測実績と既推計パラメータとの比較検証、④検証結果を踏まえたパラメータの維持又は修正の検討、⑤パラメータの確定（保守的修正を含めたパラメータ値の確定）等が、パラメータ推計プロセスの例示として挙げられます。

保守的な修正の必要性については、例えば、PD 推計においては、ア) 実績観測データが景気循環（サイクル）を網羅していない（景気後退期を含まない）データの場合、イ) 観測データを跨いで信用供与実務や回収手続が変更された場合、ウ) 債務者又はエクスポージャーの異動や増減等により観測実績の母集団の安定性が確保されない場合、エ) 所謂「シーズニング効果」が認められる場合（主にリテール区分）、オ) データ数やデータ観測期間の不足等により統計的な有意性に配慮が必要な場合等が挙げられます。

このような一連のパラメータ推計プロセスを経ることで、第 210 条及び第 211 条～第 217 条、並びに第 224 条に定める「実績観測データの整備」や「推計値の保守的な修正」に適合するものと想定されます。また、適切な実績観測データにより安定的な数値として推計されたパラメータは、第 213 条第 1 項第 1 号で示される「長期平均 PD」、第 216 条第 1 項第 2 号で示される「長期平均デフォルト時損失率」（以下「長期平均 LGD」とする）、第 224 条第 3 項第 1 号で示される「長期的なデフォルト加重平均 EAD」等の概念や、第 236 条（推計値の是正）で想定する検証内容とも整合するものと考えられます。

なお、長期平均 LGD については、更に景気後退期における実績デフォルト率と実績 LGD との関係も考慮して、景気後退期を勘案した LGD が長期平均 LGD を上回る可能性を勘案した上で、最終的な LGD の推計値を設定することとなります。

<パラメータの推計>

【関連条項】第 214 条第 4 項

第 214 条-Q1 「リテール向けエクスポージャーについて、PD が信用供与の時期又は経過期間に依存するものであって、短期的な PD の推計値を用いることが不適切である場合は、PD の推計値を上方に修正することを検討しなければならない」とありますが、具体的にはどのような事例を想定していますか。

(A)

リテール向けエクスポージャーの中には、与信時から一定期間後にデフォルト発生がピークに達する種類のエクスポージャーがあると想定され（所謂「シーズニング効果」）、このようなリスク特性を有するリテール区分の残高が増加しているケース等においては、将来的にデフォルト率が高騰して所要自己資本が増加する蓋然性が高いと認められるため、予め、当該シーズニング効果を見込んだ PD 推計が必要であると考えられます。また、残高

が安定的である場合においても、将来の残高変動の可能性に鑑み、シーズニング効果の有無に関する確認と、シーズニング効果を考慮したリテール区分の検討を行うことが必要となります。

なお、このようなリスク特性は、プール区分に関する分析・検証を行う際に認識され得るものと想定され、プール管理の過程においても継続的に監視されるべき事項と考えられます。

<パラメータの推計>

【関連条項】 第 215 条、第 216 条

第 215 条-Q2 LGD 推計における実績観測データの取扱いについて、回収が完了していない案件（未最終先）やデフォルト後の追加与信に関する留意点はありますか。

(A)

回収実績データに基づき LGD の推計を行う場合においては、回収実績を認識するに際して事前の基準が必要となるものと考えられ、具体的には実績観測データの整備に関する基準設定が求められます。例えば、非デフォルトへ復帰した案件の取扱いや、回収が完了していない案件（未最終先）の取扱い、或いはデフォルト後の追加与信の取扱いが挙げられます。

このうち未最終先については、一般的に、早期に回収が図られる案件に関しては回収率が高くなる（LGD が低くなる）傾向があると考えられており、未最終先を除外して実績観測データを設定し、これを基礎として LGD 推計を行った場合には推計値が非保守的となることが想定されます。一方で、未最終先を含めて実績観測データを設定する場合については、推計時点までの回収額のみ認識する方法を採る場合では推計値が必要以上に保守的となることや、推計時点までの回収額に加えて将来の回収見込みを認識する場合では将来見込みの予測精度により推計 LGD の信頼性が損なわれることや推計値が非保守的となることが想定されます。従って、その取扱いについては十分なデータ分析に基づく慎重な検討が必要であると考えられ、金融機関による手法選択の判断根拠、及び LGD の推計値が保守的であることの疎明が求められます。なお、そもそもの回収完了の認識に関して、例えば、デフォルト時から一定期間経過した案件や、回収率が一定程度に達した案件等を「見直し最終先」として取扱うことも想定されますが、その場合も当該取扱いの適切性を確認した上で定義等を定めることが求められます。

また、デフォルト後の追加与信については、当該金額をデフォルト時のエクスポージャー額（EAD）に含めて認識した上で、当該追加与信に係る回収を回収額に含めて認識する取扱いが想定されますが、追加与信の割合が大きい場合で当該追加与信すべてが回収できた事例等では、実績値が非保守的となることが考えられ、これを基礎として LGD 推計を行った場合には推計値も非保守的となることが想定されます。従って、このような取扱いは避けることが適当であると考えられ、別途の与信として取扱う方法や、追加与信額をマイナ



スの回収として計上した上で当該追加与信に係る回収を回収額に含めて認識する取扱い等が想定されます。もっとも、前者の取扱いについては、回収実績を既往与信（追加与信を行う前の与信）からの回収と、追加与信からの回収とに区分することが可能であるか否かの確認が求められ、後者については追加与信が回収されない事態になった場合には非常に大きなマイナスの回収率（非常に大きな LGD 値）となることが想定されその際の取扱いについて検討が求められます。

なお、前掲設問（第 215 条-Q1）に記載した非デフォルト復帰先の取扱いも含め、適切な LGD 推計が可能となるよう実績観測データの取扱いを検討することが重要であると考えられます。

<内部格付制度および推計値の検証>

【関連条項】 第 233 条、第 234 条、第 235 条

第 233 条-Q2 内部格付制度及び推計値の検証に関して「頑健な制度を設けなければならない。」とありますが、一般的にはどのようなことが求められますか。

(A)

内部格付手法においては、内部格付制度や推計パラメータの信頼性、格付付与やプールへの割当てにおいて使用するモデルやその他の評価プロセスの客観性や有意性、及びパラメータ推計プロセス等の適切性等について定期的な分析や確認を行い、その結果に基づき必要に応じた内部格付制度の調整や改訂を図っていく検証プロセスを確立し運営していくことが求められます。

検証プロセスのうち、内部格付制度に関する定量的な検証については前掲設問（第 233 条-Q1）に事例を挙げたところですが、これ以外の検証の事例としては、①格付付与やプールへの割当てに係る基準やプロセスの合理性や演繹性等の定性的な評価、②統計モデルやスコアリング評点（モデル等）を含む各種計算プロセスの正確性、③債務者情報や債権情報等の入力データの正確性及び適切性、④モデル等を使用する際の前提条件と実際の利用状況の整合性、⑤内部格付制度の景気変動との整合性、⑥パラメータ推計に使用する実績観測データの正確性及び適切性、⑦推計パラメータに関する定量的・定性的検証、⑧外部に検証を委託した場合にその検証結果の正確性及び適切性の確認等が想定されます。

また、定量的な検証については、その検証手法の観点から、事前の予測値と事後の実績値との比較分析（バック・テスト）に加えて、外部情報や過去の内部実績等との比較分析（ベンチマーキング）の有効性が認識されており、より多面的な検証を行うことにより内部格付制度やモデル等の構造的な弱点の把握や相対的な性能評価が強化されることが期待されます。大企業・中堅企業等向けの格付推定モデルやこれに類する機械的な手法を使用する金融機関においては、外部格付機関による外部格付と当該モデル等による評価との対応関係の分析（評価ギャップ分析及び格付遷移分析）を行うことが適切であると考えられます。

なお、ベンチマーキングに関する一般論として、当該金融機関に適した比較対象（ベンチマーク）を選択することが重要であること、分析結果は直接に内部格付制度等の評価となるものではなく詳細な分析の必要性を示唆するものであること等に留意を要します。

このような視点による包括的な検証プロセスの整備に際しては、検証結果に関する評価基準（検証結果の許容水準）の設定や、検証結果を踏まえた対応（制度の調整・改訂等）、制度改訂及び新規導入時の検証プロセス、及びこれらの文書化も含めて、内部格付制度に関する業務執行プロセスの一貫として設計・運用されることが求められます。また、個々の金融機関ごとの与信ポートフォリオや内部格付に対する考え方（クレジット・ポリシー）等に違いがあると想定されることから、必ずしも画一的な検証制度の整備を求めるものではなく、主要なエクスポージャーに重心を置いた検証プロセスを構築することも含めて、個々の状況に適合した検証制度の整備を図ることが重要であると考えられます。

<パラメータの推計> 【既公表Q&Aの修正】

【関連条項】第 215 条、第 216 条、第 205 条第 3 項

第 215 条-Q1 LGD 推計における実績観測データの取扱いについて、例えば、デフォルト後に非デフォルトへ復帰したエクスポージャーに関しては、その時点の残高が全額回収されたものとして LGD 推計に取り込むことは認められますか。

(A)

第 205 条に定めるデフォルト事由が解消されたと認められる場合、当該エクスポージャーは非デフォルトに該当する債務者格付が付与されることとなりますが、LGD 推計に係る実績観測データにおいても、デフォルトした時点から非デフォルトに復帰する期間に係る費用を計上した残額を回収額として認識することが可能です。ただし、貸出条件緩和債権に係る取扱いについては、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、及び「貸出条件緩和債権関係 Q & A」に準拠した取扱いがなされていることが前提となります。また、実際のパラメータ推計に際しては、非デフォルトへの復帰とマクロ経済や金融機関内部の与信ポートフォリオとの関係等について分析を行い、非保守的な推計値とならないよう適切なパラメータ推計が求められます。

なお、LGD 推計における実績観測データの取扱いについては、本件以外についても留意が必要です。また、LGD 推計に関しては実績観測データの取扱い以外にも整理が必要であると認識していますが、現状、バーゼル銀行監督委員会での検討が継続して進められている状況にあるため、その結果も踏まえて整理を行っていく予定としています。

【削除部分】

なお、LGD 推計における実績観測データの取扱いについては、本件以外にも整理が必要であると認識していますが、現状、バーゼル銀行監督委員会での検討が継続して進められている状況にあるため、その結果も踏まえて最終的な整理を行う予定としています。このう

ちデータ整備と関連性の高い事項に関する方向性については、①回収が完了していない案件（未終結先）の取扱いは、未終結先を実績観測データとして含むことも除外することも可能と考えますが何れの取扱いをした場合でも LGD の推計値が保守的な数値であることが疎明される必要がある、②デフォルト後の追加与信の取扱いは、追加与信額をデフォルト時の債権金額(EAD)に含めて認識した上で当該追加与信に係る回収を回収額に含めて認識する取扱いは非保守的となるケースがあるため避けることが適当である、等の整理を進めている状況にあります。

注) 本件は新たな知見が明らかになった際には適宜修正して参ります。

## 【附則】

<証券化エクスポージャーに関する経過措置の算出例>

【関連条項】附則第 15 条

附則第 15 条-Q2 証券化エクスポージャーに関する経過措置は、金融機関がオリジネーター及び投資家の何れの場合においても適用されますか。

(A)

附則第 15 条において規定される証券化エクスポージャーに関する経過措置は、証券化エクスポージャーに対するリスク管理の精緻化・高度化を図りつつも、我が国における証券化取引実務への激変緩和措置として設けられたものです。従って、当該経過措置は、標準的手法を採用する金融機関がオリジネーター及び投資家の何れの場合においても適用されます。もっとも、附則第 15 条において「第 249 条の規定にかかわらず」と規定されているように、基本的項目からの控除の対象となる「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」及び第 247 条第 1 項第 2 号に規定される「信用補完機能を持つ I/O ストリップス」については、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に対する上限を設定する際の対象からは除外されます。また、当該金融機関が投資家である場合は、信用リスク・アセットの額に対する上限の設定に際し、保有する証券化エクスポージャーの信用リスクの度合いを表す下記の掛目（劣後比率）を、原資産のエクスポージャーの額に乗じることを可能とします。

「劣後比率」＝「保有する証券化エクスポージャーの額」÷（「保有する証券化エクスポージャーの額」＋「保有する証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額」）

なお、標準的手法を採用する金融機関が、オリジネーター及び投資家それぞれの場合の具体的な信用リスク・アセットの計算方法については、以下の事例を御参照下さい。

<金融機関がオリジネーターの場合>

オリジネーターである金融機関 X が、簿価 65,000 の貸出債権（住宅ローン）を以下のトランシェに分けて証券化し、金融機関 X はクラス C 受益権（無格付）のみを継続保有する場合について考えますと（法人税等の効果は、単純化のため考慮しません。）、

受益持分	帰属元本額	公正価額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	4,000	4,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	11,000	12,000
合計	65,000	66,000

売却部分と留保部分に簿価を配分するための計算は以下の通りとなります。

受益持分	公正価値構成比	簿価配分額
クラス A 受益権（最優先受益権）	75.76 %	49,242
クラス B 受益権（優先受益権）	6.06 %	3,939
クラス C 受益権（劣後受益権）	18.18 %	11,818
合計	100 %	65,000

この場合、売却益は売却収入（クラス A 受益権の公正価値額 50,000＋クラス B 受益権の公正価値額 4,000）－取引関連費用（例えば 500）－売却原価（53,181）＝319 となり、「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」として 319 が基本的項目から全額控除する扱いとなります。また、第 247 条の規定に基づき、保有する劣後受益権より「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」（＝319）を控除した 11,499（＝11,818－319）は、「証券化エクスポージャーの控除項目」として自己資本から控除することとなります（注）。

こうした中、附則第 15 条に基づき、証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用する場合、金融機関 X が証券化を行わず、65,000 の住宅ローンを保有していた場合の信用リスク・アセットの額は、新告示においては 22,750（＝65,000×リスク・ウェイト 35%）、旧告示においては 32,500（＝65,000×リスク・ウェイト 50%）となることから、32,500 をクラス C 受益権に対する信用リスク・アセットの額とすることができます。

従って、金融機関 X は、「証券化取引に伴い増加した自己資本の額」である 319 を基本的項目から控除した上で、32,500 を信用リスク・アセットの額として計上することとなります。

#### <金融機関が投資家の場合>

オリジネーターである金融機関 X が、簿価 65,000 の貸出債権（住宅ローン）を以下のトランシェに分けて証券化し、金融機関 Y がクラス B 受益権（無格付）の半分（＝2,000）を購入した場合について考えます。（法人税及び信用補完機能を持つ I/O ストリップスについては、単純化のため考慮していません。）

受益持分	帰属元本額	公正価額
クラス A 受益権（最優先受益権）	50,000	50,000
クラス B 受益権（優先受益権）	4,000	4,000
クラス C 受益権（劣後受益権）	11,000	12,000
合計	65,000	66,000

この場合、金融機関 Y が保有しているクラス B 受益権は、無格付のため、第 249 条第 1 項の規定により「自己資本控除」の扱いとなり、「証券化エクスポージャーの控除項目」として、自己資本から控除することとなります（注）。

こうした中、附則第 15 条に基づき、証券化エクスポージャーに関する経過措置を適用する場合、原資産である 65,000 の住宅ローンの信用リスク・アセットの額は、新告示においては 22,750（ $=65,000 \times \text{リスク・ウェイト } 35\%$ ）、旧告示においては 32,500（ $=65,000 \times \text{リスク・ウェイト } 50\%$ ）となります。これらを、金融機関 Y が保有するクラス B 受益権（ $=2,000$ ）の上限として用いることは、証券化取引実務への「激変緩和措置」という当該経過措置の趣旨に反するほか、優先劣後構造という証券化のリスク特性を適切に反映しないことになるため、上記で規定される劣後比率 15.4%（ $=2,000 \div (11,000 + 2,000)$ ）を原資産のエクスポージャーの額に適用することを可能とし、新告示においては 3,503.5（ $=10,010 \times \text{リスク・ウェイト } 35\%$ ）、旧告示においては 5,005（ $=10,010 \times \text{リスク・ウェイト } 50\%$ ）を附則第 15 条における原資産の信用リスク・アセットの額とします。

従って、金融機関 Y は、5,005 を信用リスク・アセットの額として計上することとなります。

（注）「証券化エクスポージャーの控除項目」については、今後、国際的な議論を踏まえ、その 50%を基本的項目から、残りの 50%を補完的項目から控除する取扱いとする可能性があり、引続き検討しています。

以 上